

現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員となります。平成25年中の所得で、世帯全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受けることがあります。

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

《今までお使いの保険証》
(有効期限)
平成26年7月31日まで
※8月1日以降は使用できません



《新しい保険証》
(有効期限1年間)
平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで
※7月下旬にご自宅へ送付されます

今までお使いいただいている後期高齢者医療の「保険証」が新しくなり、7月下旬に加入者の皆さん全員に送付されますので、8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。

なお、保険証は被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりりますので、ご確認ください。

また、交付にあたっては申請の手続きは必要ありませんが、保険料を滞納している方については納税相談の上、窓口交付となります。

保険証が新しくなります

今までお使いいただいた後期高齢者医療の「保険証」が新しくなり、7月下旬に加入者の皆さん全員に送付されますので、8月1日以降は、

新しい保険証をお使いください。

なお、保険証は被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりりますので、

ご確認ください。

また、交付にあたっては申請の手続きは必要ありませんが、保険料を滞納している方については納税相談の上、窓口交付となります。

保険証の詐取に注意

○職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません。
○もし、不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、お問い合わせ先へご連絡ください。
○職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません。
○もし、不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、お問い合わせ先へご連絡ください。

◎お問い合わせ先
市民課国保年金係
合川総合窓口センター 82-2-1112
森吉総合窓口センター 72-3-1152
阿仁総合窓口センター 62-1-212

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を500円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月、2月に送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬：先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。

柔道整復、はり・きゅう、マッサージの医療費通知について

保険証を使って柔道整復（整骨院等）、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けられた方に「医療費通知書」をお送りします。（6月、9月、12月、3月の4回送付予定）

施術の日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。

均等割額と所得割率	
均等割額	39,710円
所得割率	8.07%

保険料の内訳

保険料 = 均等割額 + 所得割額
(所得×所得割率)

※賦課限度額は57万円で、それ以上は賦課されません

▼均等割額とは

県内の加入者全員に等しく納めていただく金額

▼所得割額とは

加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

平成25年中の所得に応じて確定した保険料をお知らせする通知書が、平成26年7月中旬、皆さんに送付されます。

後期高齢者医療保険料の内訳

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳の前期高齢者で障がないのある方を対象とした医療保険制度です。今回は、後期高齢者医療制度の保険料と8月から使用する保険証の送付についてお知らせします。

均等割額・所得割額の軽減

所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、平成25年度と比べ5割と2割の軽減対象者が拡大されています。



○均等割額の軽減割合

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額（330,000円）	8.5割	5,956円
被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,971円
基礎控除額（330,000円）+245,000円×被保険者の数	5割	19,855円
基礎控除額（330,000円）+450,000円×被保険者の数	2割	31,768円
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,971円

○所得割額の軽減割合

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

■普通徴収(納付書・口座振替)
▼対象となる方
①年金の受給額が18万円以下の方
②介護保険料が年金から天引きされていない方
③年金の受給額が18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方
■特別徴収(年金からの天引き)
▼納め方
年6回の年金受給時に年金受給額から保険料が天引きされます。
●対象となる方
期高齢者医療保険料と介護保険料との合計が、年金受給額の2分の1を超える場合を除く
●特別徴収(年金からの天引き)
保険料の納め方
保険料の納付は、原則として、年金からの天引き(特別徴収)ですが、条件により納付書や口座振替(普通徴収)で納付していただくことになります。

保険料の納め方は、原則として、年金からの天引き(特別徴収)ですが、条件により納付書や口座振替(普通徴収)で納付していただくことになります。